

香川県広域水道企業団水道事業地区別意見交換会設置要綱

(設置の目的)

第1条 香川県広域水道企業団の水道事業全般について、地域住民から広く意見を聴くことにより、健全かつ効率的な経営を図るため、ブロック統括センターごとに香川県広域水道企業団水道事業地区別意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 意見交換会の委員は、次の職務を行う。

(1) 所定の会議へ出席し、水道事業運営に関する意見交換及び提案を行う。

(2) その他ブロック統括センターにおいて必要と認めること。

(意見交換会の開催)

第3条 意見交換会は、ブロック統括センターごとに年1回以上開催し、時期はブロック統括センターで決定する。

2 開催地については、ブロック統括センターで調整のうえ決定する。

(意見交換会の委員の資格等)

第4条 意見交換会の委員は、各市町内において水道を使用している満18歳以上の者とする。

2 意見交換会の委員は、原則10名以上20名以内で選任し、地域に偏りがないようにする。

3 意見交換会の委員の任期は、2年とする。

(委嘱等)

第5条 企業長は、関係団体からの推薦、一般公募等により選任された者を意見交換会の委員に委嘱する。

(委嘱の取り消し)

第6条 企業長は、意見交換会の委員が次の各号のいずれかに該当した場合は、委嘱を取り消すことができる。

(1) 辞退の申し出があったとき。

(2) 第4条第1項に該当しなくなったとき。

(3) その他特にブロック統括センターにおいて必要と認めたとき。

(謝礼)

第7条 意見交換会の委員の謝礼は、その職務に応じて支払うものとする。

(事務局)

第8条 意見交換会に関する事務は、ブロック統括センターにおいて行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、それぞれブロック統括センターにおいて協議し、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。